

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為に関する事実の調査に関する訓令  
(平成4年5月19日訓令第16号)

この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定による命令（法第15条第1項及び第2項の規定による命令を除く。）をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為に関する事実の調査（法の規定による命令をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りを含む。）について、必要な事項を定めたものです。